

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年6月3日（平成27年（行情）諮問第337号），同月10日（同第344号）及び同年12月17日（同第744号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第828号，同第829号及び同第831号）

事件名：鉄道局に係る「技術基準検討委員会等の設置や委員等の選出に係る文書等」の一部開示決定に関する件

大臣官房会計課に係る「技術基準検討委員会等の設置や委員等の選出に係る文書等」の一部開示決定に関する件

鉄道局に係る「「鉄道技術開発課題評価委員会 平成17年度」等」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であり，異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成24年9月7日付け国広情第156号による一部開示決定（以下「処分1」という。），平成25年10月23日付け国広情第149号による一部開示決定（以下「処分2」という。）及び平成26年1月27日付け国広情第273号による一部開示決定（以下「処分3」といい，処分1及び処分2と併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 処分1（諮問第337号）

(ア) 謝金額に係る情報について

処分庁は，委員の謝金額に係る情報について，法5条1号に該当

することを理由に不開示としている。しかし、国庫の支出に係る情報は、開示されるべきである。

(イ) 随意契約に係る情報について

A 経歴等の情報について

処分庁は、文書1-7「委託関係報告書（電気関係）平成18年度」に収められている随意契約（企画競争）に係る文書のうち、「経歴等の情報」の一部を不開示としている。

処分庁は、法5条1号に該当することを不開示理由としているが、随意契約に係る情報は、その契約の健全性の検証に必要であるから、開示されるべきである。

よって、「経歴等の情報（氏名、資格、職歴、経歴）」のうち、「企画競争の審査等に影響を与えうる情報」については、開示されるべきである。

B 特定法人と他の法人の取引情報について

処分庁は、文書1-7に収められている随意契約（企画競争）に係る文書のうち、「特定法人と他の法人の取引情報」に該当する部分を不開示としている。

処分庁は、法5条2号イに該当することを不開示理由としているが、随意契約に係る情報は、その契約の健全性の検証に必要であるから、開示されるべきである。

よって、「特定法人と他の法人の取引情報（調査研究概要等）」のうち、「企画競争の審査等に影響を与えうる情報」については、開示されるべきである。

C 文書1-7以外について

文書1-7以外についても、処分1で開示決定された文書の不開示部分について、「企画競争の審査等に影響を与えうる情報」については、開示されるべきである。

(ウ) 隠し文書について

A 文書1-1「技術基準検討会資料平成17年度」について

処分庁は、平成22年7月28日付け国広情第152号にて、「技術基準検討会資料平成17年度」に収められている文書の全てを開示する決定を行った。

しかし、処分庁は平成23年9月16日付け国広情第151号（以下「先行処分」という。）にて350枚、処分1にて56枚の文書を新たに開示する決定を行った（2つの決定は、同一の開示請求に係る決定である）。

合計406枚の文書は、平成22年7月28日付け国広情第152号にて開示されるべきところ、処分庁が不正に隠して開示

を拒んでいたが、異議申立人が本件請求にて「通達名を明示した上で特定通達に係る文書の開示を求めたり、会計文書の開示を求めたりしたこと」により、隠しきれなくなって開示したものと考えられる。

「技術基準検討会資料平成17年度」に係る隠し文書は、これら406枚の文書の他にも存在する可能性があり、当該隠し文書を開示することを求める。

B それ以外の行政文書ファイルについて

原処分で開示決定された文書1-1「技術基準検討会資料平成17年度」以外の行政文書ファイルについても、隠し文書を開示することを求める。

イ 処分2（諮問第344号）

（ア）個人に関する情報について

処分庁が不開示とした「個人に関する情報」のうち、国庫の支出に係る情報である「支出先、支出額、単価など支出額の根拠となる情報等」については、開示することを求める。

（イ）処分2で開示しなかった大臣官房会計課の文書について

処分庁は、「本件請求文書でありながら、処分2で開示しなかった大臣官房会計課の文書」を保有しながら、下記の理由により不当に開示しなかった可能性があるため、これを開示することを求める。

A 適正な事務を実施していない可能性について

本件請求から処分2まで2年3か月以上を要している。また、「本件請求から、異議申立人が別件請求を行うまでの約1年間」について、処分庁が「大臣官房会計課の保有する文書」の特定作業を全く実施していなかった可能性が否定し得ない。

処分庁は、「本件請求に係る大臣官房会計課の保有する文書」について、「法に基づく適正な文書開示事務」を実施していない疑いが否定し得ず、処分2で開示された文書以外にも、「本件請求に係る大臣官房会計課の文書」を保有している可能性がある。よって、これを開示することを求める。

B 差別行為の可能性について

処分庁は一切の説明が無く、処分2の開示決定通知書に9900円分の収入印紙を添付するという不可解な行為をしている。これについて、異議申立人は平成25年11月14日付けの質問書（資料1。添付略）にて質問をしたが、処分庁はこれに回答しなかった。

また、最近において、新たな開示請求のために、異議申立人が事前に開示請求文書についての教示を求めても、処分庁は教示

をせず、「各府省官房長等に対して『開示請求をしようとする者に対し必要な情報の提供を積極的に行うこと』の徹底を求めた総務省行政管理局長による平成17年4月28日付けの総管管第13号に反し、異議申立人に対して『開示請求に必要な情報』を提供しなかった理由は何か」を平成25年10月21日付けの質問書にて質問をしても、処分庁はこれに回答しなかった。

処分庁は、「『行政庁として当然に負うべき、事務等の業務を公平に実施しなければならない義務』を、特定の個人等に対して正当な理由無く適用せず、『行う必要がありながらこれを行わない行為、又は行ってはならない行為を行う行為』等により、不当に特定の個人等の権利を侵害し、不利益等を与える行為」（以下、第2において「差別行為」という。）を、異議申立人に対して行っている可能性が否定し得ない。

仮に、処分庁が異議申立人に対して差別行為を行っているとすれば、「処分庁が、原処分で開示された文書以外にも『本件請求に係る大臣官房会計課の文書』を保有しながら、差別行為によりこれを開示しなかった可能性」が否定し得ないため、これを開示することを求める。

(ウ) 不当に黒塗り不開示となっている情報について

処分庁が開示した文書2-16「運転士の資質向上検討委員会の出席委員に対する謝金の支払いについて」について、起案文書「国鉄安第86号」の電話番号が黒塗り不開示となっているが、その電話番号は丸印で囲われた上で「開示」とメモ書きされている。

当該電話番号は、「開示・不開示の検討段階で開示すべき情報と判断されたものの、事務手続の誤り等により、不当に不開示とされた」という可能性が考えられる。当該電話番号が開示されるべき情報であるなら、これを開示することを求める。

また、「他の全ての黒塗り不開示部分」についても、不当に不開示となっていないかを再度検証し、開示すべき情報については開示をすることを求める。

ウ 処分3（諮問第744号）

(ア) 不開示を決定した部分について

処分庁が不開示とした部分について、下記の部分は開示されるべきである。

A 印影について

情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年12月24日に答申した「平成25年度（行情）答申第325号及び同第32

6号」において、印影を開示すべきと答申している。

本件で不開示とされた印影についても、審査会による最新の判断事例と思われる当該答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである。

B 委員に係る情報について

委員に係る情報のうち、謝金額に係る情報（謝金単価，謝金単価決定理由，支給総額，所得税額，現金支給額等）は国庫の支出に係る情報であるから、開示されるべきである。

C 外部説明資料・検討記録・国際規格審議資料について

「会議・研修資料のうち、外部団体及び外部講師の説明資料」及び「鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過，検討内容」及び「鉄道システムの国際規格の審議団体から送付された資料」について、処分庁は不開示としている。

しかし、下記に該当する情報は開示されるべきである。

- (A) 鉄道の安全に係る情報など、「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」
- (B) 「鉄道事業や鉄道に係る産業等」などの重要事項について、国（処分庁）の行政の方針の意思決定等に影響を及ぼした情報，及び今後に影響を及ぼす可能性のある情報であって、「公共交通機関や，これに係る産業・まちづくり等に対する行政や政策の有り様」等に係る国民の意思形成のため，公にすることが必要であると認められる情報
- (C) ある時期は不開示とすべきであるとしても，時間の経過とともに不開示とすべきほどの理由が失われた情報
- (D) 公にされ，又は公にすることが予定されている情報
- (E) 不開示とすべき最小限の部分を取り除いた残りの情報
- (F) その他，開示すべき情報

D 国際規格審議資料の著作権について

国際規格審議資料について、処分庁は著作権を理由に不開示としている。しかし、処分庁は原処分において、「国際規格審議資料に著作権があることの根拠」を示していない。

日本工業規格（以下「JIS規格」という。）について、著作権があるとする主張がある一方で、工業規格には著作権が認められないとする主張がある。「JIS規格に著作権があることを証する公文書等の根拠」は無いとされており、JIS規格には著作権が無い可能性がある。

「国際規格審議資料を送付した審議団体」が国際規格審議資料

に著作権があると主張しているとしても、その主張は「国際規格審議資料に著作権があることの根拠」とは成り得ず、JIS規格と同様に、国際規格審議資料には著作権が無い可能性がある。

著作権があることの十分な根拠を処分庁が示さないのであれば、国際規格審議資料は開示されるべきである。

E 監査資料について

「会議・研修資料のうち立入検査（監査）に係るもの」（以下「監査資料」という。）について、下記に該当する情報は開示されるべきである。

- (A) 鉄道の安全に係る情報であって、「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」
- (B) 監査に係る不祥事の情報（不適切な監査により鉄道の安全に係る重要な事象を見逃していた事実や，不適切な監査行為により事故などを引き起こした事実などを記した情報）
- (C) ある時期は不開示とすべきであるとしても，時間の経過とともに不開示とすべきほどの理由が失われた情報
- (D) 公にされ，又は公にすることが予定されている情報。処分庁のウェブサイトの「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報の公表について」のページでは，保安監査で判明した事実などが公表されており，「処分庁が不開示とした部分」のうち「公表された情報が記載された部分」は，不開示とする理由が無いはずである。
- (E) 不開示とすべき最小限の部分を取り除いた残りの情報
- (F) その他，開示すべき情報

F その他の情報について

上記のほか，「開示されるべき情報」は開示されるべきである。

(イ) 文書3-1ないし文書3-15の未処分部分について

下記の理由により，文書3-1ないし文書3-15のうち，開示・不開示決定等されていない未処分の文書が存在する可能性があるため，これを開示することを求める。

A 平成27年（行情）諮問第743号について

処分3と同一日に処分をされた「平成26年1月27日付けの国広情第272号（諮問第743号）」において，処分庁は7453枚の文書を開示する決定をしながら，これより1982枚も少ない5471枚の文書しか開示を実施しなかった。

処分3においても，処分庁の杜撰な手続あるいは意図的な行

為により、「開示決定された文書枚数と実際の文書枚数」との間に著しい乖離が生じている可能性があり、当該乖離が生じているならば、「文書 3-1 ないし文書 3-15 のうち、開示・不開示決定等されていない文書」が大量に存在する可能性が否定し得ない。

B 支出計算証拠書類について

処分 2 に係る支出計算証拠書類について、文書枚数が数十万枚の単位で不正確であり、また本件開示請求から約一年間にわたり、開示手続（文書の特定作業等）が放置されていた疑いがある。

支出計算証拠書類に係る上記の事情から、処分庁の不適切な事務あるいは意図的な行為により、「文書 3-1 ないし文書 3-15 のうち、開示・不開示決定等されていない文書」が存在する可能性が否定し得ない。

C 文書隠し行為について

行政文書ファイル「技術基準検討会資料平成 17 年度」について、処分庁は先行処分にて 350 枚、処分 1 にて 56 枚の文書を開示する決定をした。

この 406 枚の文書は、平成 22 年 7 月 28 日付け国広情第 152 号にて開示されるべきところ、処分庁が不正に隠して開示を拒んでいたが、異議申立人が本件開示請求にて「通達名を明示した上で特定通達に係る文書の開示を求めたり、会計文書の開示を求めたりしたこと」により、隠しきれなくなって開示したと考えられるものである。

文書隠しされていた 406 枚の文書には、JR 福知山線で発生した脱線事故の再発防止対策上、極めて重要な情報（「運転状況記録装置に係る検討会」に係る文書）が含まれていた。

上記の事情から、処分庁による意図的な文書隠し行為により、「文書 3-1 ないし文書 3-15 のうち、開示・不開示決定等されていない文書」が存在する可能性が否定し得ない。

D 未処分の行政文書ファイルについて

開示請求の対象文書のうち、「先行処分及び処分 1 ないし処分 3」にて開示・不開示決定等が行われていない未処分の行政文書ファイルについて、これを開示することを求める。

異議申立人は 34 件分（10,200 円）の開示請求手数料を納付しており、このうち先行処分にて 1 件分、処分 1 にて 12 件分、計 13 件分（3,900 円）を使用している。この 13 件分（3,900 円）を差引くと 21 件分（6,300 円）の

開示請求手数料が未使用のまま残されているはずであり、また、処分3において15件分(4,500円)を使用しているとしても、差引き6件分(1,800円)が残されていることになる。

開示実施手数料の追納は処分庁が異議申立人に求めたものであり、開示請求手数料6件分、あるいは15件分、あるいはそれ以上の件数分の「開示請求した行政文書ファイル」について、開示・不開示決定等が行われていない可能性がある。

(2) 意見書(諮問第337号及び同第344号)

ア 処分1

(ア) 未処分の文書について

20ファイルが「本件対象文書であるとして、処分庁が『名称、保存期限、保有課』等を具体的に教示した行政文書ファイル」でありながら、「開示決定も不開示決定もされていない、未処分の状態」となっている。

また、これら20ファイル以外にも、「本件請求の本件対象文書であって、開示決定も不開示決定もされていない、未処分の状態となっているファイル」が存在する可能性がある。

(イ) 保有している文書を廃棄したと虚偽教示した疑い

処分庁は、「車両関係技術基準調査・研究資料 平成17年度」、「調査報告書 平成17年度」、「委託関係報告書(電気関係) 平成17年度」の3ファイルについて、廃棄済であると教示している。

これに対し異議申立人は、「これらのファイルのうち、『B、文書②(委託や外部発注された案件の、契約や支出に係る文書。次年度以降の「車両関係技術基準調査」の平成18年度、19年度及び20年度のファイルは、当該文書が開示されている。)』は保存期間が5年以上で、保存期限が平成23年3月31日以降ではないか。また、「調査報告書 平成17年度」、「委託関係報告書(電気関係) 平成17年度」は、保存期限が平成23年3月31日と記載されている。『平成23年3月31日が保存期限のファイル』が廃棄されるのは、処分庁の文書整理月間の平成23年11月であり、本件開示請求を受付した平成23年7月20日の時点では、これらファイルは存在したのではないか。」旨を、平成24年2月3日付けの電子メールにて処分庁に質問した。しかし処分庁からの回答は無く、そのため異議申立人は開示請求手数料を追納した上で、平成24年3月5日付けの電子メールにて、開示請求を維持することを通知した。

にもかかわらず、これら3ファイルは現時点において、「開示決定も不開示決定もされていない、未処分の状態」となっている。これらの3ファイルは、2つの方法（廃棄したと虚偽の教示をしたのか、開示請求に対して開示・不開示決定等をせずに未処分のまま放置したのか）により文書隠しされている可能性がある。また、開示請求手数料を追納済の「会議・研修 平成17年度」、「会議・研修平成18年度」の2ファイルも同様に、2つの方法により文書隠しされている可能性がある。

(ウ) 謝金額に係る情報について

諮問庁は、下記第3の1において、謝金について、「原則として総額を公開しているが、委員の謝金額は個人に関する情報であるから不開示とすべき」としている。

しかし、総額を公開しているとしても、委員の謝金額を不開示とするなら、「特定の委員に対して、他の委員より高額の謝金が支払われている」、あるいは各委員に支払われた謝金を合計しても、公開されている謝金の総額と一致せず、差額は処分庁職員が横領したり、通常の会計手続では処理できない、公にすることができない支出に備えて、処分庁職員が秘密会計により裏金としてプールしているというような不適正な会計を、国民がチェックすることができなくなってしまうため、「委員ごとの謝金額」は開示されるべきである。

(エ) 随意契約に係る情報について

諮問庁は、下記第3の1において、「随意契約に係る情報」のうち「経歴等の情報」、「特定法人やその法人の取引情報」について、「公表されている情報及び国や独立行政法人に係る取引」を除いては、一律に不開示とすべきとしている。

しかし、随意契約は「行政と民間法人との癒着を招きやすい、競争を排した取引」であるから国民によるチェックの必要性が高い契約であり、一律に不開示とするのではなく、「企画競争の審査等に影響を与えうる情報」については、開示されるべきである。

(オ) 文書1-1「技術基準検討会資料平成17年度」以外の11ファイルの文書隠しについて

諮問庁は、下記第3の1にて、「開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかった」と説明している。

しかし、「処分庁が意図的に406枚の文書を文書隠ししていた事実」から、諮問庁の説明は容易には信用できないものであるから、「処分1にて開示決定された12のファイルのうち、文書1-1以外の11のファイル」に収められた文書についても、「本件請求の

時点において開示されず、現在も文書隠しされている文書」が存在する可能性がある。

(カ) 「再確認と探索に係る諮問庁の説明」の解釈について

諮問庁は、下記第3の1にて、「諮問庁は、念のため処分庁に対して、文書特定の再確認及び処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。」と説明している。

しかし、当該説明は処分1の12文書のみなのか、処分1ないし処分3なのか2つの解釈ができるものであるが、どちらで解釈をしても、諮問庁の説明は「より一層信用のできないもの」となっていることから、むしろ当該説明によって「文書隠し、あるいは不適切な事務により、開示されるべき文書が現在も未処分となっている疑い」が強まる場所である。

これにより、「文書1-1及び『当該ファイル以外の処分1にて開示決定されたファイル』に収められた文書が存在し、当該文書が現在も開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性」が否定し得ない。

イ 処分2

(ア) 謝金額に係る情報について

諮問庁は、下記第3の1で謝金については、「原則として総額を公開しているが、委員の謝金額は個人に関する情報であるから不開示とすべき」としている。

しかし、総額を公開するとしても、委員の謝金額を不開示とするなら、「特定の委員に対して、他の委員より高額な謝金が支払われている」、あるいは「各委員に支払われた謝金を合計しても、公開されている謝金の総額と一致せず、差額は処分庁職員が横領したり、『処分2の開示決定通知書に添付した未使用状態の9900円分の収入印紙のように、通常の会計手続では処理できない、公にすることができない支出』に備えて、処分庁職員が秘密会計により裏金としてプールしている」というような不適正な会計を国民がチェックすることができなくなってしまうため、「委員ごとの謝金額」は開示されるべきである。

(イ) 随意契約に係る情報について

諮問庁は、下記第3の1で「随意契約に係る情報」のうち「経歴等の情報」と「特定法人と他の法人の取引情報」について、「公表されている情報及び国や独立行政法人に係る取引」を除いては、一律に不開示とすべきとしている。

しかし、随意契約は「行政と民間法人との癒着を招きやすい、競争を排した取引」であるから国民によるチェックの必要性が高い契約であり、一律に不開示とするのではなく、「企画競争等に影響を与えうる情報」については、開示されるべきである。

(ウ) 処分2で開示しなかった大臣官房会計課の文書について

処分庁は処分2にて、大臣官房会計課の777枚の支出計算証拠書類を開示決定したが、下記の理由により、「処分2にて開示決定された777枚以外の開示請求の対象となる支出計算証拠書類」が存在する可能性がある。

(エ) 企画競争に係る文書について

A 平成18年度随意契約業務に係る企画競争の関連文書について

処分2にて開示された支出計算証拠書類のうち、「企画書審査表（総括表）」は、「処分庁が平成18年度に企画競争のうえ随意契約により発注した業務である『鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（車両関係）』」（以下、第2において当該業務を「平成18年度随意契約業務」という。）に係り、「企画競争によって特定法人Aを選定する過程で、当該法人が提出した企画書を処分庁が審査する際に作成された文書」であると考えられる。

しかし、処分2では、「企画競争において選定された法人」である。

特定法人Xが提出した企画書、「『企画競争において選定されなかった法人』（以下、第2において「落選法人」という。）が提出した企画書」及び「落選法人が提出した企画書を審査する際に、処分庁が作成した企画書審査表」も開示されなかった。

平成22年9月15日付け国広情第191号では、「処分庁が平成18年度随意契約業務Zを発注する際に、『平成18年9月15日決裁（起案日は9月14日）の国鉄技第54号』により『企画競争の実施公告』と『企画競争に関する説明会の開催』を起案した事実」を示す文書が開示されており、そうすると「特定法人X以外の法人」が企画競争に参加して企画書を提出していた可能性があることから、落選法人関連文書が取得作成等されていた可能性がある。

上記により、「平成18年度随意契約業務Yに係り、本件請求の対象である『落選法人関連文書や競争法人不存在証明文書、その他企画競争に係る文書』が取得作成等された可能性」があり、そして当該文書が支出計算証拠書類に収められていながら開示されていない可能性がある。

B 「平成18年度随意契約業務以外の業務」に係る企画競争の関連文書について

上記Aのとおり、「平成18年度随意契約業務に係る企画競争の関連文書であって、開示されていない文書」は存在する可能性がある。

そうすると、平成18年度随意契約業務に係るもの以外についても、「『本件請求に示した委員会等』に係り企画競争で業務を発注する際に、『落選法人関連文書や競争法人不存在証明文書、その他企画競争に係る文書』を取得作成等した可能性」があり、そして当該文書が支出計算証拠書類に収められていながら開示されていない可能性がある。

(オ) 「平成17年度の発注案件」に係る支出計算証拠書類について

行政文書ファイル「車両関係技術基準調査・研究資料平成18年度」の開示請求に対し、処分庁は平成22年4月16日付け国広情第12号にて開示決定をした。開示された文書には、「鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（車両関係）報告書（鉄道・軌道）平成19年3月特定社団法人」という名称（開示決定書における名称）の文書が含まれており、当該文書は、「随意契約方式で発注された業務により、特定社団法人が技術基準検討委員会の成果等をまとめた報告書」であった。

その前年度のファイルである「車両関係技術基準調査・研究資料平成17年度」について、諮問庁は平成23年度（行情）答申第552号にて廃棄済みであるとしており、その内容は不明であるが、特定事故が発生し技術基準検討委員会が設置された平成17年度のファイルであるから、その翌年度のファイルと同様に、技術基準検討委員会に係る情報が収められていたファイルであると推定される。

そうすると、翌年度のファイルが「支出計算証拠書類によって発注された業務により作成・納品された、技術基準検討委員会に係る文書」を収めていたように、「車両関係技術基準調査・研究資料平成17年度」も、「特定社団法人あるいはその他の法人等に発注した業務により作成・納品等された、技術基準検討委員会に係る文書」を収めていた可能性があり、その場合は、支出計算証拠書類が作成されていたと考えられる。

しかし、処分2で開示決定された支出計算証拠書類には該当する文書がなく、そうすると「『車両関係技術基準調査・研究資料平成17年度』に係る支出計算証拠書類」は、処分庁が保有していながら文書隠しをしている可能性がある。

(カ) 不当に黒塗り不開示となっている情報について

黒塗り不開示となっている部分について、不開示とされていることが妥当であるかどうか、審査会において適正に判断されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 処分1

処分1では、本件請求文書のうち、別紙に掲げる文書1-1ないし文書1-12を特定し、法5条に該当する部分を不開示とした。これに対し、異議申立人は、不開示部分のうち、①謝金額に係る情報、②随意契約に係る情報のうち、「経歴等の情報」に係る「企画競争の審査等に影響を与えうる情報」について開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性及び文書特定の妥当性について検討する。

ア 不開示情報該当性について

(ア) 謝金額に係る情報について

処分庁において、委員の謝金額については、各委員会等における謝金の支払いが生じた総額を国費の支出額として原則公開している。

ただし、委員の謝金単価に係る情報及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになるため、当該謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示としているところである。

また、委員の謝金額に係る時間が開示されている状況においては、単価を開示すると当該委員の謝金額が判明することから、単価も不開示としているところである。

さらに、謝金対象となる委員が1名のみの委員会等については、総額（＝国費支払額）を公開することで、個人の受領する金額が特定されてしまうため、総額についても法5条1号後段に該当することから、不開示としているところである。

諮問庁において確認したところ、本件対象文書について不開示とした謝金額に関する情報は、公にされておらず、いずれも法5条1号後段の規定に該当するものであって、同号ただし書イないしハに該当しないものである。したがって、原処分において不開示とした部分は、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 随意契約に係る情報について

企画競争に関する公示資料には、「特定した提案内容については、法に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求があった

場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある」と記載しているところである。企画競争の実施に関して企業等から提出のあった資料は、行政文書として保有していることから開示対象となるが、法5条に該当する部分は不開示としている。

文書1-7で不開示とした部分は、「経歴等の情報」及び「特定法人と他の法人の取引情報」の一部であり、このうち「経歴等の情報」については、特定した法人における担当者の生年月日、本籍地、住所、学歴及び資格、民間での経歴並びに作業経歴である。当該情報は「個人に関する情報」であって、法5条1号前段に規定する「個人を識別することができる情報」に該当し、かつ、これは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。ただし、公表されている一部の経歴及び作業経歴については開示している。諮問庁において確認したところ、文書1-7に係る当該不開示情報は、特定法人において公にした事実はなく、いずれも法5条1号前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないものである。

「特定法人と他の法人の取引情報」は、特定法人が民間の事業者から受託した調査件名、委託者、委員会名、研究概要等である。原処分では法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、当該情報が記録されている部分を不開示とした。ただし、国や独立行政法人から受託した調査についてはすべて公開している。

また、法人における個々の契約内容は、法人の経営の機微に関する情報であって、一般に公にされない情報である。法人がどのような相手方とどのような契約をするかについては、私的な商業活動の自由に属する事柄であり、これらが公にされた場合には、その営業に支障が生じるおそれが否定できないことから、法5条2号イに該当する。

諮問庁において確認したところ、文書1-7に係る当該不開示情報は、特定法人において公にした事実認められない。また、文書1-7以外の特定法人と他の法人の取引情報についても公にした事実は認められず、法5条2号イに該当することが確認された。

したがって、原処分において不開示とした部分は、いずれも法5条1号前段又は2号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 隠し文書について

異議申立人は、過去に開示請求を行った「技術基準検討会資料平成17年度」を例として取り上げながら、原処分以外にも該当する文書が存在する可能性があると主張していることから、諮問庁は、念のため処分庁に対して、文書特定の再確認及び処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

(2) 処分2

処分2では、本件請求文書のうち、別紙2に掲げる文書2-1ないし文書2-41を特定し、法5条に該当する部分を不開示とした。これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

ア 個人に関する情報について

処分2において、不開示とした委員の謝金の情報について、処分庁に確認したところ、委員の謝金額については、各委員会等における謝金の支払いが生じた総額を国費の支出額として原則公開しているとのことだった。

ただし、委員の謝金単価に係る情報及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになり、また、当該謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示としたところである。

また、謝金対象となる委員が1名のみの委員会等については、総額(=国費支払額)を公開することで、個人の受領する金額が特定されてしまうため、総額についても法5条1号後段に該当することから、不開示としたところである。

諮問庁において確認したところ、本件対象文書について不開示とした謝金額に関する情報については、いずれも法5条1号後段の規定に該当するものであって、同号ただし書イないしハに該当しないものである。

したがって、処分2において不開示とした部分は、不開示を維持することが妥当である。

イ 処分2で開示しなかった大臣官房会計課の文書について

本件開示請求は、平成23年7月19日付けで異議申立人より、処分庁に対して、開示請求がなされたものである。処分庁において検

討したところ、全ての行政文書を特定するまでに時間を要すること、また、特定している行政文書の量についても著しく大量であり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に相当な時間を要することから、開示請求があった日から60日以内に全ての請求文書について開示決定することは困難であり、業務に著しい支障が生ずるおそれがあることから、法11条に基づき開示決定等の期限の特例を適用し、平成23年8月19日付け国広情第127号で異議申立人に通知したものである。

処分2については、開示請求当時より、開示の作業に取りかかってきたところであるが、前述のとおり、行政文書の特定に著しい時間がかかり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に相当な時間を要することから、作業に長期にわたり従事した場合、会計事務が停滞・混乱し、日常の業務遂行に多大な支障を及ぼし、ひいては国民一般に不利益をもたらすこととなることから、開示が遅れたものである。

また、異議申立人は、大臣官房会計課が既に開示している文書以外に「特定事故及び『鉄道の安全』にかかり、国土交通省の内外に設置された委員会等」に係る文書を保有している可能性があると言及している。これについて、諮問庁は本件異議申立てを受けて、処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、別紙の1に掲げるAに示す①ないし⑫の委員会等以外に「『特定事故』及び『鉄道の安全』に係り、国土交通省の内外に設置された委員会等」に係る委員会等は存在していなかったため、当該委員会等に係る文書は存在しないとの報告を受けている。

ウ 不当に黒塗り不開示となっている情報について

起案文書「国鉄安第86号」の電話番号が黒塗り不開示となっているとの指摘については、当該情報については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され、担当部局における事務の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されていない部分を不開示とした。

処分2により開示した文書には、「電話番号は丸印で囲われた上で、『開示』とメモ書きされている」とのことであるが、処分庁の担当者間で検討段階のものである可能性が高く、不要なメモ書きが消去されずに異議申立人に渡ったものと考えられる。異議申立人は、こ

れだけをもって不当に不開示とされていると主張するが、前述のとおり当該電話番号は法5条6号柱書きに該当するとして、他の情報も同様に不開示としており、不当に不開示としたとは言えない。

また、他の不開示部分についても、諮問庁として確認したところ、特段開示すべき箇所が発見されなかったことから、原処分は妥当であると考えられる。

(3) 処分3

処分3では、本件請求文書のうち、別紙の2に掲げる文書3-1ないし文書3-15を特定し、法5条に該当する部分を不開示とした。これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求め、さらに本件対象文書以外にも存在する文書があるとしていることから、以下、文書の特定及び不開示情報該当性等について検討する。

ア 印影について

事業者印及び代表者印の「印影」については、当該法人の事業活動等において取引の関係者のみに示されるものであり、これが公にされた場合には、法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益が侵害されるおそれがあるものに該当するために不開示としたものである。

異議申立人は、審査会の最新の判断事例と思われる答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである旨主張する。当該答申は、印影が既に公にされていることが認められ、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる場合は開示すべきと答申されている。

処分3において不開示とした印影については、公にされているものとは認められず、これを公にしても、当該法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがないとは言えないことから、不開示を維持することが妥当である。

イ 委員の諸謝金に係る情報について

処分庁において、委員の謝金額については、各委員会等における謝金の支払いが生じた総額を国費の支出額として原則公開している。ただし、委員の謝金単価に係る情報及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになるため、当該謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記

録されている部分を不開示としているところである。

諮問庁において確認したところ、本件対象文書について不開示とした謝金額に関する情報は、公にされておらず、いずれも法5条1号後段の規定に該当するものであって、同号ただし書イないしハに該当しないものである。したがって、処分3において不開示とした部分は、不開示を維持することが妥当である。

ウ 外部説明資料・検討記録・国際規格審議資料について

外部団体及び外部講師の説明資料については、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、これを公にすることにより、当該法人及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当するとして、不開示とした。

鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過、検討内容については、これを公にした場合、我が国の国際標準化活動の戦略、戦術等が競合国等へ知られることとなり、他国及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するとして不開示とした。

鉄道システムの国際規格資料の審議団体から送付された資料については、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）が著作権を有していることから、当該審議団体は、我が国における審議においてのみ使用することができるとされている。これを公にすることは、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するとして不開示とした。

また、異議申立人が開示すべきと主張する部分について、処分庁に確認の指示をしたところ、該当する情報はなかったとの報告を受けており、諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、処分3は妥当と考える。

エ 監査資料について

監査資料については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすることにより、立入検査（監査）の手法が鉄道事業者知られることになり、国が鉄道事業者に対して立入検査（監査）を行う際、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するとして不開示とした。

また、異議申立人が開示すべきと主張する部分について、処分庁に確認の指示をしたところ、該当する情報はなかったとの報告を受けており、諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、処分3は妥当と考える。

2 補充理由説明書（処分3）

(1) 文書 3-4 及び文書 3-5

上記文書のうち、外部団体及び外部講師の説明資料については、当該部分は、鉄道局が実施する研修において、研修講師として派遣された外部講師が作成した説明資料であり、当該団体及び講師のノウハウ情報であって、これを公にしないと条件で任意に提供されたものである。

これを公にすると、研修講師のノウハウが安易に模倣され、今後、講師の信頼関係を失うことになり、ひいては講師の引受けがなくなるおそれがあることから、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示維持が妥当である。

(2) 文書 3-3

文書 3-3 を一部不開示とすべき理由について説明する。

はじめに、IEC の位置付けについて説明する。

IEC は、正式名称を国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission) といい、電気・電子技術分野の国際標準・規格 (以下「国際規格」という。) を作成し、その普及を図ることを目的として設立された、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関である。会員として、1 か国につき 1 機関のみが国内委員会として認められ、日本からは工業標準化法 3 条 1 項に基づき経済産業省に設置される審議会である日本工業標準調査会 (Japanese Industrial Standards Committee: JISC) が加盟している。

IEC の主な活動は、電気・電子技術及び関連技術分野の発展、世界貿易の推進に寄与するために、国際電気標準規格 (IEC 規格) を制定し、その標準・規格に適合した製品の品質と安全性を保証する適合性評価制度を提供することであり、他の国際機関との密接な連携を図っていることを踏まえると、IEC が法 5 条 3 号にいう「国際機関」に該当することに不自然な点はないものと考えている。

なお、国際標準化機関には ISO (国際標準化機構) も含まれるが、文書 3-3 に関わる IEC について説明する。

文書 3-3 は、IEC において日本の鉄道システムと異なる内容の国際規格が制定された場合に生じる、後述するさまざまな不利益を防止するため、国土交通省が (財) 鉄道技術総合研究所 (名称は当時のもの) に委託してまとめたものである。主に i) 鉄道分野の国際規格案への日本としての戦略、国際会議での対処方針及びその経緯、ii) IEC における国際規格審議資料から構成されている。

i) に関する本件対象文書の記載内容と、公表した場合の影響について述べる。

欧州では欧州規格の国際標準化が積極的に進められており、鉄道分野

の国際規格の大部分は、欧州規格（European Norm）等の海外の技術に基づく規格をベースとしてIECに提案されているところである。

WTO（世界貿易機構：World Trade Organization）の全ての加盟国に適用される協定の一つであるTBT協定の第2条2.4において、中央政府機関（Central Government Bodies）の強制規格（Technical Regulation）は、国際規格を基礎として強制規格を作成することを義務づけている。そのため、仮に日本の強制規格、すなわち技術基準と整合していない国際規格が発行されて、TBT協定により日本の技術基準を変更した場合、国内の鉄道事業者においては既存の設備と整合させることが困難となり、現状の安全水準を保てず、安全な運行に支障をきたす恐れがある等、事業運営に深刻な影響を及ぼしかねない。一方、国内の技術基準を変更しない場合には、WTO加盟諸国から「非関税障壁」として貿易紛争となる恐れがあり、いずれにしても大きな問題となる。

また、国内の鉄道機器メーカーにおいては我が国の優れた技術が国際規格から排除されると、日本の製品が国際規格不適合品と扱われ、海外市場における競争力を失う恐れがあり、鉄道産業に与える影響は計り知れない。

このような不利益を防ぐため、IECの国際規格審議に当たっては、日本の専門家の派遣及び意見や資料の提出を行うことで日本の鉄道システムに関する規格や技術を国際規格案に反映させる活動を行っているところである。文書3-3は、こうした活動を的確に進める上で必要な、国際規格案への日本の中長期的な対処方針（戦略）の検討結果や、国際規格案の内容を詳細に分析するために、日本の主要な鉄道事業者・関係鉄道機器メーカー・学識経験者等による検討会を開催し、国際規格案が日本に与える影響の検討と、日本の鉄道の実情の把握を行い、国際規格案へ対処するための日本側意見の集約等について審議し、その経緯や検討結果についてまとめたものである。

検討会に参画する委員は、国内外の企業との競争関係がある中で、日本の鉄道技術を踏まえた国際規格案への対処を審議するため、日本の鉄道システムに関する技術情報や、自社製品が不利と思われる情報（不具合事象等の情報等）についても発言している。これらは国際規格案の審議のために発言されたもので、公表を前提として発言されたものではない。

これを公表した場合には、鉄道システム・製品輸出に国内外の鉄道機器メーカー各社及び国家間での競争が激しく行われている中であり、日本の鉄道システムや各社の競争力を低下させる可能性があり、発言者の

利益を著しく害するものと考えられる。そのため、今後委員が発言を控えることや委員の引き受け手がいなくなり、国際規格案の審議が成立しなくなる恐れがある。

国際規格案の審議が行えないことは、国際規格への適切な対応によって日本の鉄道輸送の安全・安定を確保し、鉄道機器メーカーや鉄道事業者の海外展開を支援する、当省の鉄道行政の遂行に著しく支障をきたすおそれがあることから、当省では法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も不開示条項として適用し得るものであると考える。

次に、ii)に関する文書3-3の記載内容と、公表した場合の影響について述べる。

IEC規格案の審議はJISCから委嘱を受けた組織が国内審議団体を務めており、鉄道分野においては財団法人鉄道総合技術研究所が引き受けている。

異議申立人は著作権の不存在の可能性を述べているが、NP（新規業務項目提案）、CDV（投票用委員会原案）及びFDIS（最終国際規格案）等のIECの国際規格審議文書が含まれているところで、「ISO/IEC事務処理要領（国内審議団体等の手続き編）」の付属書2「JISCから提供するISO/IEC出版物の著作物に関する取扱いについて」に記載されるとおり、それらの文書は国際標準化あるいはJIS化を目的とした国内審議団体等に所属する委員の内部使用に限定されている。さらに、IECの審議文書のカバーシートにはIECでの利用に限定すると言及され、さらにコピーライトの表記もされている点からも明確であり、異議申立人の指摘は当たらない。

これらの国際規格審議文書は公開されておらず、本件対象文書を開示した場合には、非公表とする国際慣行に反することとなり、今後、IECとの関係上悪影響を及ぼすおそれは否定できない。そのため、法5条3号の「公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある情報」に該当する。

また、これらの国際規格審議文書を公にすると、上記の事務処理要領の規定に反することとなり、事務処理要領に記載があるように国際規格等の提供の停止を受けることや、IECやJISCから法的措置をとられる場合がありえる。

このような措置がとられた場合、不十分な情報を元に国際規格審議に参加しなければならない事態が生じるほか、国際規格の動向に関する情報が不十分なまま国内の技術基準や規格の策定しなければならなくなり、当省の鉄道行政への重大な支障を及ぼし国益を害するものといえる。したがって、当省としては法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も不開示条項として適用し得るものであると考える。

よって、ii)については法5条3号及び6号柱書きに該当するため、処分3を維持すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第337号、同第344号及び同第744号を併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 平成27年6月3日 | 諮問の受理（諮問第337号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同月10日 | 諮問の受理（諮問第344号） |
| ④ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ | 同月29日 | 審議（諮問第337号及び同第344号） |
| ⑥ | 同年11月16日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受（同上） |
| ⑦ | 同年12月17日 | 諮問の受理（諮問第744号） |
| ⑧ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑨ | 平成28年1月18日 | 審議（同上） |
| ⑩ | 同年10月25日 | 本件対象文書の見分及び審議（諮問第337号及び同第344号） |
| ⑪ | 同年12月13日 | 本件対象文書の見分及び審議（諮問第744号） |
| ⑫ | 平成29年2月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上） |
| ⑬ | 同年3月29日 | 諮問第337号、同第344号及び同第744号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は法11条の規定を適用し、①平成23年9月16日付け国広情第151号（先行処分）、②平成24年9月7日付け国広情第156号（処分1）、③平成25年10月23日付け国広情第149号（処分2）及び④平成26年1月27日付け国広情第273号（処分3）の4回に分けて処分を行っているところ、本件は、これらの処分のうち、処分1、処分2及び処分3に関する異議申立てに係るものである。

処分庁は、処分1、処分2及び処分3（原処分）において、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、6

号柱書き及びイに該当するとして不開示としているところ，異議申立人は，本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書が存在する可能性があり，また，不開示部分のうち一部の開示を求めるとして，原処分を取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び異議申立人が開示すべきとする不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，本件対象文書の特定の経緯等について確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書に記載されている委員会等はいずれも鉄道局が所管するものであるから，本件請求文書に該当する文書を保有するのは鉄道局と会計関係文書を保管する大臣官房会計課であったから，これら2つの組織について本件請求文書に該当する文書の有無を探索した。そして，鉄道局については，先行処分で開示決定した文書の外，処分1において文書1-1ないし文書1-12を特定し，更に処分3において文書3-1ないし文書3-15を特定し，本件請求文書に該当する文書で鉄道局において保有するものは全て特定した。また，大臣官房会計課においても，本件請求文書が行政文書ファイル全部から該当文書のみを補正されたため，処分2において文書2-1ないし文書2-41を特定し，大臣官房会計課が保有する文書全てを特定した。

イ 異議申立人は，本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書を保有している可能性がある旨主張することから，諮問庁は，念のため処分庁に対して，文書特定の再確認及び処分庁の事務室内の書架，机及び倉庫の探索を指示したところ，処分庁からは，本件対象文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

ウ なお，異議申立人は，処分3と同日付け一部開示決定された「平成26年1月27日付け国広情第272号（平成27年（行情）諮問第743号の原処分）」において，開示決定通知書に7，453枚分の開示請求手数料が必要である旨記載していたのに，実際に開示実施した文書が5，471枚であったことを例に挙げ，本件においても処分庁が文書隠しをしている可能性がある旨主張しているが，異議申立人が例に挙げる事例は，枚数の計算を誤ったにすぎず，異議申立人の主張は失当である。

(2) 本件請求文書のうち鉄道局が保有するものは，先行処分で開示決定した文書の外に文書1-1ないし文書1-12及び文書3-1ないし文

書3-15が全てであり、大臣官房会計課が保有するものは、文書2-1ないし文書2-41が全てであるとする上記諮問庁の説明に特段、不自然・不合理な点はない。他方、本件対象文書の特定を争う異議申立人の主張には特段の根拠は認められず、本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、国土交通省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 処分1

異議申立人は、別紙の2(1)に掲げる文書1-1ないし文書1-12の不開示部分のうち①委員の謝金額に係る情報(以下「本件不開示部分1」という。)、②随意契約等に係る法人担当者の経歴等の情報(以下「本件不開示部分2」という。)及び③「委託関係報告書(電気関係)平成18年度」等の特定法人と他の法人との取引情報のうち企画競争の審査等に影響を与え得る情報(以下「本件不開示部分3」という。)については開示すべきと主張している。

ア 本件不開示部分1について

(ア) 文書1-1及び文書1-2には、それぞれi)技術基準検討会WG、ii)運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する起案文書、iii)諸謝金支給調書及びiv)参考資料がつづられており、このうち、本件不開示部分1は、iii)諸謝金支給調書の「単価」、「支給総額」、「控除額(所得税)」及び「現金支給額(合計額を含む。)」であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、本件不開示部分1を不開示とした理由について、理由説明書(上記第3の1(1)ア)において、以下のとおり説明する。

a 委員の謝金単価に係る情報及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになり、当該謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示としている。

b また、委員の謝金額に係る時間が開示されている状況においては、単価を開示すると当該委員の謝金額が判明することから、単価も不開示としている。

c さらに、謝金対象となる委員が1名のみの委員会等については、総額を公開することで、個人の受領する金額が特定されてしまうため、総額についても法5条1号本文後段の不開示情報に該当する。

d 諮問庁において確認したところ、本件対象文書について不開示とした謝金額に関する情報は、公にされておらず、いずれも法5条1号本文後段の規定に該当するものであって、同号ただし書イないしハに該当しない。

(ウ) 以下、検討する。

諸謝金支給調書は、委員の氏名、債主コード、委員の住所、単価、時間、支給総額、控除額（所得税）、現金支給額、振込店名、口座番号等の情報が表形式で整理されており、各行ごとに委員に係るこれら諸情報が整理されているので、各行ごとに各委員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、個々の委員に支払う謝金額は公表していないから、本件不開示部分1は法5条1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当する。

さらに、当該部分については、氏名が開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件不開示部分2について

(ア) 文書1-4ないし文書1-11には、特定法人Xに委託した際の調査報告書作成のための委託業務契約に係る関連書類がつづられており、このうち、本件不開示部分2は、国土交通省からの企画競争の募集において特定法人Xから提出のあった企画書又は企画提案書（以下「企画書」という。）中の経歴書及び実施体制の項における管理技術者、主任技術者及び管理担当者の「取得資格」、「職歴」及び「技術経歴」に当たる部分（本件不開示部分2）であることが認められる。

(イ) 当該部分は、管理技術者、主任技術者及び管理担当者の氏名と一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書

イに該当せず、また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

さらに、管理技術者、主任技術者及び管理担当者のうち、原処分で氏名が開示されている者の「取得資格」、「職歴」及び「技術履歴」については法6条2項による部分開示の余地はなく、氏名が開示となっていない者についても、「取得資格」、「職歴」及び「技術経歴」を公にすると、知人等関係者であれば個人を特定することが可能となり、その場合、個人の機微な情報を知られる結果となることから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、同項による部分開示を行うことはできない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 本件不開示部分3について

(ア) 文書1-7については、委託関係報告書（電気関係）に関する上記イ（ア）の各種関連書類の外、「鉄道及び軌道並びに索道の技術基準の運用状況等に関する調査検討」の企画競争の実施に係る起案文書がつづられており、また、文書1-11についても、同様の書類がつづられていることが認められ、このうち、本件不開示部分3は、企画書における平成15年度ないし平成17年度の特定法人X作成の様式「調査研究概要」の「件名」、「委託者」、「委員会名（委員長名）」、「研究概要」及び「報告書・備考」の各欄であることが認められる。

(イ) 本件不開示部分3を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 文書1-7は、国土交通省が鉄道及び軌道に関する技術基準の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術について調査検討を行うことを目的とする「鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（電気関係）」の調査検討業務を委託するに当たり、随意契約（企画競争）による企画書の募集を行い、企画内容の評価の高い法人と締結したものであり、その企画書において、当該法人と他の法人との取引実績を確認するために応札者に作成を求めたところ、特定法人Xから当該企画書が提出されたものである。

b 当該部分は、個々の契約内容に係る部分であり、法人の機微に関する情報である。法人がどのような相手方とどのような契約をするかについては、私的な商業活動の自由に属する事柄であり、これらが公にされた場合には、その営業に支障が生じるお

それが否定できないことから、法5条2号イに該当する。

(ウ) 以下、検討する。

本件不開示部分3は、民間法人である特定法人X作成の企画書中に記載されている、特定法人Xが他の法人等（国の機関及び独立行政法人を除く。）から委託を受けた研究の実績、内容等であるから、当該部分については、特定法人Xが自ら積極的に公表しているような場合は別として、本来秘匿されるべき法人の内部情報である。

したがって、これらを公にすることとなれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定できない。よって、本件不開示部分3は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 処分2

異議申立人は、別紙の2(2)に掲げる文書2-1ないし文書2-41の不開示部分のうち、①国庫の支出に係る情報である支出先、支出額、単価など支出額の根拠となる情報（以下「本件不開示部分4」という。）及び②起案文書に記載された電話番号（以下「本件不開示部分5」という。）が不当に黒塗りされたので開示すべきであると主張している。

ア 本件不開示部分4について

(ア) 文書2-1ないし文書2-6、文書2-16、文書2-19ないし文書2-30、文書2-34ないし文書2-37及び文書2-41には、各委員会等における委員の謝金支給に係る支出計算証拠書類がつづられており、このうち、異議申立人が開示を求める部分は、諸謝金支給調書における「支給総額」、「控除額（所得税）」及び「現金支給額（合計額を含む。）」の各欄（本件不開示部分4）であることが認められる。

(イ) 当該部分については、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件不開示部分5について

(ア) 異議申立人が開示を求める部分は、文書2-1ないし文書2-6、文書2-16、文書2-19ないし文書2-26、文書2-29、文書2-30、文書2-35ないし文書2-37及び文書2-41における起案文書に記載された電話番号（本件不開示部分5）であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて本件不開示部分5を不開示とした理由について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

a 当該部分については、職務上必要な関係者以外には知られてい

ない非公表の情報であり、これを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され、担当部局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、既に公表されているものを除き、法5条6号柱書きに該当するとして不開示としたものである。

b 異議申立人は、原処分により開示した文書には、電話番号は丸印で囲われた上で、「開示」とメモ書きされているとのことであるが、処分庁の担当者間で検討段階のものである可能性が高く、不要なメモ書きが消去されずに開示されたと考えられる。

(ウ) 以下、検討する。

当該部分は非公表の情報であることから、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され、担当部局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分5は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 処分3

異議申立人は、別紙の2(3)に掲げる文書3-1ないし文書3-14の不開示部分のうち、①印影(以下「本件不開示部分6」という。)、②委員の諸謝金に係る情報(以下「本件不開示部分7」という。)、③会議・研修資料のうち外部団体及び外部講師の説明資料(以下「本件不開示部分8」という。)、④鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過、検討内容(以下「本件不開示部分9」という。)及び鉄道システムの国際規格の審議団体から送付された資料(以下「本件不開示部分10」という。)、⑤監査資料(以下「本件不開示部分11」という。)並びに⑥その他の情報(以下「本件不開示部分12」という。)は、開示すべきであると主張している。

なお、諮問庁が改めて確認したところ、処分3の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に記載された「特定法人と他の法人の取引情報」については、文書3-1ないし文書3-15に含まれておらず、誤りであったとのことである。そうすると、当該部分は処分3の不開示部分ではないから、以下の検討対象から除外することとする。

ア 本件不開示部分6について

(ア) 異議申立人が開示を求める部分は、文書3-6ないし文書3-8、文書3-11及び文書3-12における請求書及び提出文書に押印された法人印及び代表者印の印影(本件不開示部分6)であることが認められる。

(イ) 本件不開示部分6は、提出された文書が真正なものであることを

証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分6は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件不開示部分7について

(ア) 文書3-1, 文書3-2, 文書3-9, 文書3-10及び文書3-14には、各委員会等における委員の謝金支給に係る支出計算証拠書類がつづられており、このうち、異議申立人が開示を求める部分は、諸謝金支給調書における「単価」、「支給総額」、「控除額(所得税)」及び「現金支給額(合計額を含む。)」の各欄(本件不開示部分7)であることが認められる。

(イ) 本件不開示部分7は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 本件不開示部分8について

(ア) 文書3-4及び文書3-5には、平成19年度及び平成20年度の会議・研修資料がつづられており、このうち、鉄道局が主催した研修に使用された外部団体及び外部講師の説明資料(本件不開示部分8)が不開示とされていることが認められる。

(イ) 処分3では、本件不開示部分8を法5条2号イに該当するとして不開示としたが、諮問庁は、補充理由説明書(上記第3の2(1))において、不開示理由として同条6号柱書きを追加し、以下のとおり説明する。

外部団体及び外部講師の説明資料については、鉄道局が実施する研修において、外部団体から派遣された研修講師が作成した説明資料であり、当該団体及び講師のノウハウ情報であって、これを公にしないとの条件で任意に提供されたものである。

これを公にすると、研修講師のノウハウが安易に模倣され、今後、講師の信頼関係を失うことになり、ひいては講師の引受手がなくなるおそれがあることから、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示維持が妥当である。

(ウ) 以下、検討する。

本件不開示部分8を見分したところ、外部団体から派遣された研修講師が作成した説明資料であり、研修講師のノウハウ情報であると認められ、これを公にすると、講師の信頼関係を失うことになり、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問

庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分 8 は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 本件不開示部分 9 及び本件不開示部分 10 について

(ア) 文書 3-3 は、平成 17 年度の国際規格調査検討会の資料がつづられており、このうち、特定法人 Z が国土交通省の委託を受け、平成 18 年 3 月に作成した「鉄道システムに関する国際規格に反映される海外での国際標準化活動等に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）の中の国際規格案の検討経過、検討内容が記載されている部分（本件不開示部分 9）及び国際規格の審議団体である国際電気標準会議（以下「IEC」という。）から送付された審議資料が記載されている部分（本件不開示部分 10）が不開示とされていることが認められる。

(イ) 処分 3 では、本件不開示部分 9 及び本件不開示部分 10 を法 5 条 3 号に該当するとして不開示としたが、諮問庁は、補充理由説明書（上記第 3 の 2（2））において、不開示理由として同条 6 号柱書きを追加し、以下のとおり説明する。

a 調査報告書について

IEC において日本の鉄道システムと異なる内容の国際規格が制定された場合、国内の鉄道事業者は既存の設備との整合が困難となり、安全な運行に支障を来すおそれがあるほか、国内の鉄道機器メーカーは海外市場における競争力を失い、鉄道産業に計り知れない影響を及ぼしかねない。調査報告書は、このような不利益を防止するため、鉄道行政を所管する国土交通省が特定法人 Z に委託して、IEC で審議している国際規格案に日本の規格や技術を反映させる活動を調査して取りまとめたものである。

b 本件不開示部分 9

(a) 本件不開示部分 9 には、上記活動を的確に進めるため、日本の主要な鉄道事業者、関係鉄道機器メーカー、学識経験者等による検討会を開催し、国際規格案が日本に与える影響の検討と、日本の鉄道の実情の把握を行い、国際規格案へ対処するための日本側意見の集約等について審議した経緯や検討結果が記載されている。

(b) 検討会に参画する委員は、国際規格案への対処方針を審議する中で、日本の鉄道システムに関する技術情報や、自社製品が不利となるとと思われる情報（不具合事象等の情報等）について

も発言しているところ、これらの審議内容が記載された本件不開示部分 9 を公にすると、発言した委員の利益を著しく害するものと考えられる。そのため、今後委員が発言を控えることや委員の引受手がいなくなり、国際規格案の審議ができなくおそれがあり、国際規格案への適切な対応ができなくなって国土交通省の行う鉄道行政の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

c 本件不開示部分 1 0

(a) 本件不開示部分 1 0 には、I E C から送付された国際規格審議資料が記載されている。この資料の利用は、国際標準化あるいは J I S 化を目的とした国内審議団体等に所属する委員の内部使用に限定されている。

(b) 本件不開示部分 1 0 は公開されておらず、これを公にすると、今後、I E C との関係に悪影響を及ぼし、国際規格等の提供の停止等の措置を採られるおそれがある。その場合、国際規格の動向に関する情報が不十分なまま国内の技術基準や規格を策定しなければならなくなり、国土交通省の鉄道行政の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

(ウ) 以下、検討する。

本件不開示部分 9 及び本件不開示部分 1 0 には、国際規格案への対処方針を審議する検討会の審議内容や I E C から送付された国際規格審議資料が記載されており、これらを公にすると、国際規格案への適切な対処ができなくなって、鉄道行政の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分 9 及び本件不開示部分 1 0 は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 本件不開示部分 1 1 について

(ア) 文書 3 - 4 につづられている平成 1 9 年度地方運輸局技術課長・安全指導課長会議資料のうち、「保安監査と安全マネジメント評価について」と題する文書の「地方運輸局が実施する安全マネジメント評価と保安監査の連携について」に係る記述が立入検査（監査）に係る情報として不開示とされ、また、文書 3 - 5 につづられている平成 2 0 年度の同会議資料のうち、「平成 2 0 年度地方運輸局技術課長・安全指導課長会議の提出議題について」と題する文書の「考えられる対策等」の記述の一部が同様に不開示とされていることが認められる。

(イ) 諮問庁は、本件不開示部分 1 1 を不開示とした理由について、理由説明書（上記第 3 の 1 (3) エ）において、以下のとおり説明する。

本件不開示部分 1 1 は、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすることにより、立入検査（監査）の手法が鉄道事業者に知られることになり、国が鉄道事業者に対して立入検査（監査）を行う際、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法 5 条 6 号イに該当する。

(ウ) 不開示部分 1 1 には、立入検査（監査）の手法、留意点が記載されており、これを公にすると、立入検査（監査）を行う際、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分 1 1 は、法 5 条 6 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 本件不開示部分 1 2 について

異議申立人は、上記アないしオのほか、「開示されるべき情報」は開示すべきである旨主張するところ、処分 3 で不開示とされた部分のうち、上記アないしオ以外の部分は、以下のとおりである。

(ア) 委員個人の連絡先（電話番号，FAX 番号，メールアドレス），印影，住所，債主コード，金融機関に係る情報（金融機関名，支店名，口座名義，口座種別及び口座番号）

当該部分については、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イ，ロ及びハのいずれにも該当せず、また、委員の氏名が開示されているから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はないことから、不開示としたことは妥当である。

(イ) 委員が所属する法人の連絡先（電話番号，FAX 番号，メールアドレス），法人担当者の連絡先（電話番号，FAX 番号，メールアドレス），法人が利用する金融機関に係る情報（金融機関名，支店名，口座名義，口座種別及び口座番号）

当該部分については、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 法人担当者の氏名，経歴等

法人担当者の氏名が公表されていない情報として不開示とされているところ、当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号

ただし書イ，ロ及びハのいずれにも該当せず，また，氏名は個人識別情報であるから，法6条2項による部分開示の余地はなく，不開示としたことは妥当である。また，経歴等については，上記（1）イと同様の理由により，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

（エ）国土交通省職員の連絡先（電話番号，メールアドレス）

当該部分については，上記（2）イと同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号，2号イ，3号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした各決定については，国土交通省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，異議申立人が開示すべきとする部分は同条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

「別紙のAに示す委員会等（省が外部から委員等を招いて設置した機関及び省が外部に委託等して設置した機関及び省職員が委員等として参加した外部の機関及び省が省内に設置した主な省職員で構成される機関及びその他の機関等を指す）に係る別紙のBに示す文書」について、文書を収めた行政文書ファイルのうち、「収められた文書の一切」及び「収められた文書を除いた部分のうち、省が記載した部分の一切。ファイルの目録等及びファイルの表紙等へ省が記載した部分（文書整理ラベルシール等）。」。

※ 平成24年9月3日、補正により追加

ただし、鉄道局以外が保有する文書については、「文書を収めた行政文書ファイルのうち当該文書及びファイルの表紙記載（文書整理ラベルシールを含む省がファイルの表紙等へ記載した部分）。複数以上のファイルにより一の行政文書ファイルを構成するものについては、当該文書を収めているファイルの表紙記載」。

なお、開示請求に先立ち事前に文書を特定するため、平成23年6月24日付電子メールにて教示を求めたところであるが、3週間以上を経過してなお教示が行われなかったため、正確な文書の特定ができなかった。

法4条2項に基づき、「文書の更なる特定や開示請求手数料の追加納付等」の補正を開示請求者に対して求めるならば、同項が定める「補正の参考となる情報」として、文書名、行政文書ファイル名、その他必要な情報を開示請求者に対し提供することを求める。

A 委員会等

下記に示すもの。

- ① 技術基準検討委員会（平成17年国鉄技第48号等に係る）
- ② 技術基準調査研究会
- ③ 福知山線脱線委員会（関東運輸局の平成17年6月29日付復命書に記載の名称）
- ④ 運転士の資質向上検討委員会（平成17年国鉄技第91号等に係る）
- ⑤ 運転状況記録装置に係る検討会（平成17年国鉄技第128号等に係る）
- ⑥ 鉄道技術開発課題評価委員会（平成17年国鉄技第52号等に係る）
- ⑦ 国際規格調査検討会（平成17年国鉄技第120号等に係る）
- ⑧ 福知山線事故に係る施策の徹底に関する会議（平成17年国鉄技第39号等に係る）
- ⑨ 鉄道保安担当者会議（平成17年国鉄技第69号等に係る）

- ⑩ 地方運輸局技術課長・安全対策課長会議（平成17年国鉄技第142号等に係る）
- ⑪ 社団法人日本鉄道車両機械技術協会の委員会等（平成17年度鉄道車両関係技術基準調査・作業部会及び平成18年度鉄道車両関係技術基準作業部会及び平成18年度軌道車両関係技術基準調査検討作業部会及びその他の委員会等）
- ⑫ その他，平成17～20年度における鉄道局に係る委員会等のうち，鉄道の安全に係るもの

B 文書

下記の文書（ただし，Cに示す決定にて開示済みの文書を除く）。

- ① 「省が設置した委員会等」について，「委員会等の設置や委員等の選出に係る文書」及び「委員等への謝礼や外部への発注など，委員会等に係り支出した費用に係る文書」
- ② 「省が外部に委託等して設置した委員会等」について，「委託等に係る文書」及び「外部への発注など，支出した費用に係る文書」
- ③ 「省の職員が委員等（オブザーバー等を含む）として参加した外部の委員会等」について，「参加に係る文書」
- ④ 「省が省内に設置した，主に省の職員で構成される委員会等」について，「委員会等の設置に係る文書」及び「外部への発注など，支出した費用に係る文書」
- ⑤ 「上記以外の委員会等」について，「上記①から④に準じた文書」
- ⑥ 委員会等の成果をまとめた文書（報告書等）
- ⑦ 議事録等（会議終了時に報道機関等へ配布した「議事概要」等を含む）
- ⑧ 決議書（入札執行等決議書，契約締結決議書，支出負担行為決議書，支出決定決議書等）
- ⑨ その他の文書（起案文書，公告文書，契約書，領収書，見積書，審査書，仕様書，理由書，企画書，企画書審査表，検査調書，予定価格書等）
- ⑩ 国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日訓令第25号）19条3項に基づく移管・廃棄簿及び同規則21条2項に基づく「内閣府との協議や同意（不同意，及び不同意により新たに設定された保存期間及び保存期間の満了する日に係る情報を含む）に係る記録」のうち，上記①から⑨の文書に係るもの
- ⑪ 上記①から⑨の文書の移管または廃棄に係る文書のうち，上記⑩以外のもの

C 開示済みの文書

下記に示す決定に係るもの。

- ① 平成22年4月16日付け国広情第12号
- ② 平成22年5月14日付け国広情第50号-2
- ③ 平成22年5月14日付け国広情第52号-2
- ④ 平成22年7月12日付け国広情第136号
- ⑤ 平成22年7月28日付け国広情第152号
- ⑥ 平成22年9月15日付け国広情第191号

2 本件対象文書

(1) 処分1

以下の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の一切及び当該行政文書ファイルの表紙等

- | | | |
|--------|------------------|----------------------|
| 文書1-1 | 技術基準検討会資料 | 平成17年度 |
| 文書1-2 | 技術基準検討委員会 | 平成18年度 |
| 文書1-3 | 車両関係技術基準調査・研究資料 | 平成18年度 |
| 文書1-4 | 車両関係技術基準調査・研究資料 | 平成19年度 |
| 文書1-5 | 車両関係技術基準調査・研究資料 | 平成20年度 |
| 文書1-6 | 調査報告書 | 平成18年度 |
| 文書1-7 | 委託関係報告書(電気関係) | 平成18年度 |
| 文書1-8 | 運転基準調査報告書 | 平成17年度 |
| 文書1-9 | 運転基準調査報告書 | 平成18年度 |
| 文書1-10 | 調査・研究 | 平成18年度(運転士の資質向上策の検討) |
| 文書1-11 | 調査・研究 | 平成19年度(運転士の資質向上策の検討) |
| 文書1-12 | 運転士の資質向上検討委員会報告書 | 平成21年3月 |

(2) 処分2

大臣官房会計課が保有する以下の行政文書及び当該行政文書ファイルの表紙

- | | |
|-------|---|
| 文書2-1 | 第1回技術基準検討委員会に係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙A①該当部分」 |
| 文書2-2 | 第1回技術基準検討委員会WGに係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙A①該当部分」 |
| 文書2-3 | 第2回技術基準検討委員会WGに係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙A①該当部分」 |
| 文書2-4 | 第3回技術基準検討委員会に係る出席委員に対する謝金 |

- の支払いについて「別紙 A ①該当部分」
- 文書 2 - 5 第 3 回技術基準検討委員会WGに係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ①該当部分」
- 文書 2 - 6 第 4 回技術基準検討委員会に係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ①該当部分」
- 文書 2 - 7 鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（車輛関係）「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 8 平成 19 年度鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 9 平成 20 年度鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（車輛関係）「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 10 鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（土木関係）「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 11 鉄道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 12 鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（電気関係）「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 13 鉄道及び軌道の技術基準の運用状況等に関する実態調査検討（運転関係）「別紙 A ②該当部分」
- 文書 2 - 14 鉄道の運転士に対する効果的な教育システム等の検討「別紙 A ④該当部分」
- 文書 2 - 15 運転士に対する適正検査の見直し等の検討「別紙 A ④該当部分」
- 文書 2 - 16 運転資質向上検討委員会の出席委員に対する諸謝金の支払いについて「別紙 A ④該当部分」
- 文書 2 - 17 鉄道の運転士に対する適性検査の見直し等の検討「別紙 A ④該当部分」
- 文書 2 - 18 鉄道の運転士に対する効果的な教育システム等の検討「別紙 A ④該当部分」
- 文書 2 - 19 第 1 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 20 第 2 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 21 第 3 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 22 第 4 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 23 第 5 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対す

- る謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 2 4 第 6 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 2 5 第 7 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 2 6 第 8 回運転状況記録装置に係る検討会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑤該当部分」
- 文書 2 - 2 7 平成 1 7 年度鉄道技術開発課題評価委員会に係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑥該当部分」
- 文書 2 - 2 8 平成 1 8 年度鉄道技術開発課題評価委員会に係る出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑥該当部分」
- 文書 2 - 2 9 第 1 回国際規格調査検討委員会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑦該当部分」
- 文書 2 - 3 0 第 2 回国際規格調査検討委員会の出席委員に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑦該当部分」
- 文書 2 - 3 1 動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 2 動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 3 動力車の操縦に関して必要な身体機能（視機能）に係る基準等の調査検討「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 4 安全・安定輸送ワーキンググループの主査及び副主査に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 5 安全・安定輸送ワーキンググループの主査及び副主査に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 6 安全・安定輸送ワーキンググループの主査及び副主査に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 7 安全・安定輸送ワーキンググループの主査及び副主査に対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 8 鉄道におけるインシデント情報等の効果的活用に関する調査検討「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 3 9 鉄道における内部監査の指針に関する調査検討「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 4 0 鉄道輸送トラブルによる影響に関する調査の委託について「別紙 A ⑩該当部分」
- 文書 2 - 4 1 索道事故調査準備会のメンバーに対する謝金の支払いについて「別紙 A ⑩該当部分」

(3) 処分3

以下の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の一切及び当該行政文書ファイルの表紙等

- 文書3-1 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成17年度」
- 文書3-2 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成18年度」
- 文書3-3 「国際規格調査検討会 平成17年度」
- 文書3-4 「会議・研修 平成19年度」
- 文書3-5 「会議・研修 平成20年度」
- 文書3-6 「調査・研究 平成18年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書3-7 「調査・研究 平成19年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書3-8 「調査・研究 平成20年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書3-9 「調査・研究 平成19年度（安全・安定輸送WG関係）」
- 文書3-10 「調査・研究 平成20年度（安全・安定輸送WG関係）」
- 文書3-11 「調査・研究 平成20年度（インシデント情報等の効果的活用に関する調査検討，内部監査の指針に関する調査検討）」
- 文書3-12 「調査・研究 平成20年度（鉄道輸送トラブルによる影響に関する調査）」
- 文書3-13 「調査・研究 平成20年度（索道事故調査関係）」
- 文書3-14 「調査・研究 平成18年度（鉄道利用者に対する情報提供の深度化に関する調査）」
- 文書3-15 「強風対策協議会」